

同志社女子大学利益相反委員会規程

2007年1月27日 制定

2008年2月23日 改正

2009年6月19日 改正

2016年2月18日 改正

(目的)

第1条 同志社女子大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）を適切に実施し、利益相反マネジメントに関する基本的な事項を審議するため、同志社女子大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学術情報部長
- (2) 学生支援部長
- (3) 総務部長
- (4) 学術情報主任
- (5) 学外の有識者から1名

2 委員会に委員長を置く。委員長は、学術情報部長をあてる。

(任期)

第3条 委員の任期は、職務上の委員を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

(利益相反カウンセラー)

第4条 利益相反マネジメントの手続きを円滑に行うため、学術情報部学術研究支援課に利益相反カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を置く。

2 カウンセラーは、教職員の利益相反に関する相談に対応し、必要あるときは適切な助言をする。また、ポリシーIVの2に定める対象となる事象について調査及び評価を行う。

3 カウンセラーは、研究倫理相談員をもってあてる。ただし、必要のある場合は、委員長は学長の承認を得て有識者、弁護士等の専門家を委嘱することができる。

4 カウンセラーの任期は、研究倫理相談員の期間とする。

5 利益相反マネジメントの手続きに関する必要な事項は、別に定める。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントの施策に関する事項
- (2) 利益相反カウンセラーからの報告事項
- (3) 利益相反に関する重要事項
- (4) 学長が諮問する事項
- (5) その他必要な事項

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学術情報部学術研究支援課の所管とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、利益相反委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。